



## 1. これまでの検討経緯

本計画の策定における主な経緯を以下に示します。なお、本計画は立地適正化計画と併せて検討を行いました。

日時	内容
令和3年8月	市民アンケートの実施
令和3年10月	高校生アンケートの実施 キャッチフレーズ(基本理念)の募集
令和3年11月	事業所アンケートの実施
	第1回未来のまちづくり計画策定検討会 農業委員会との意見交換会
令和3年12月	第67回都市計画審議会(諮問)
令和4年1月	第2回未来のまちづくり計画策定検討会
令和4年4月	第3回未来のまちづくり計画策定検討会
令和4年5月	市議会ワークショップ
令和4年6月	第4回未来のまちづくり計画策定検討会
	議会中間報告(都市計画マスタープラン全体構想)
令和4年7月	第68回都市計画審議会
令和4年8月	市議会議員との意見交換会
	第5回未来のまちづくり計画策定検討会
令和4年9月	鳴門商工会議所との意見交換会
	鳴門市うずしお観光協会との意見交換会
令和4年10月	大麻町商工会との意見交換会
令和4年10月～11月	パブリックコメント(都市計画マスタープラン全体構想)
令和4年10月	第6回未来のまちづくり計画策定検討会
令和4年11月～1月	14地区自治振興会との意見交換会
令和4年11月	第7回未来のまちづくり計画策定検討会
令和5年1月	第69回都市計画審議会
	第8回未来のまちづくり計画策定検討会
令和5年2月	議会報告(都市計画マスタープラン・立地適正化計画)
令和5年2月～3月	パブリックコメント(都市計画マスタープラン・立地適正化計画)
令和5年3月	第70回都市計画審議会(答申)
	都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定

## 2. 未来のまちづくり計画策定検討会

未来のまちづくり計画策定検討会の参加者を以下に示します。

	氏名	所属(役職)	備考
学識 経験者	内藤 廣	建築家・東京大学名誉教授	会長
	金 貞均	国立大学法人鳴門教育大学大学院 学校教育研究科教授	
	田口 太郎	国立大学法人徳島大学 准教授	副会長
関係団体 の代表者	東 孝行	徳島バス(株) 企画管理部 副部長	
	山本 仁志	四国旅客鉄道(株) 徳島企画部長	
	田所 久	鳴門商工会議所 青年部 会長	
	森下 麻美子	鳴門公園観光協議会 会長	
	河野 伸児	鳴門市大道商店街振興組合 理事長	
	小川 泰範	鳴門市自主防災会連絡協議会 会長	
	松本 久和子	鳴門市民生委員児童委員協議会 会長	
	佐々木 多利男	(公社)徳島県宅地建物取引業協会 鳴門支部	

### 3. 地区自治振興会との意見交換会の実施について

#### (1) 地区自治振興会との意見交換会の目的

地区自治振興会との意見交換会は、都市計画マスタープランの地域別構想にて示す9つの地域における現状・課題・まちづくりの方向性等を示し、地域のあるべき姿について市民・行政が協働して考えるきっかけをつくるとともに、まちづくりに関心をもっていただくことや計画の周知を図ることを目的として14地区で実施しました。

地区自治振興会との意見交換会にて発言されたご意見については、都市計画マスタープランや立地適正化計画において関連する箇所に反映を行いました。



都市計画マスタープラン  
地域別構想にて示す地域区分図

#### (2) 地区自治振興会との意見交換会のスケジュール

地区自治振興会との意見交換会は、以下に示すとおり14回開催しました。

回数	日程	地区	開催場所
1	令和4年11月19日	堀江(大麻町堀江地区)	堀江公民館
2	令和4年11月24日	里浦(里浦町)	里浦公民館
3	令和4年11月25日	中央(撫養町川西地区)	うずしおふれあい館
4	令和4年11月29日	板東(大麻町板東地区)	板東南ふれあいセンター
5	令和4年11月30日	瀬戸(瀬戸町)	瀬戸公民館
6	令和4年12月2日	北灘(北灘町)	北灘公民館
7	令和4年12月4日	鳴門東(鳴門町)	鳴門東地区コミュニティセンター
8	令和4年12月5日	木津神(撫養町川西地区)	木津元村集会所
9	令和4年12月9日	川東(撫養町川東地区)	川東公民館
10	令和4年12月12日	斎田(撫養町川西地区)	斎田集会所
11	令和4年12月22日	大津(大津町)	JA 大津松茂 大津支所
12	令和5年1月4日	鳴門西(鳴門町)	鳴門公民館
13	令和5年1月8日	黒崎(撫養町川西地区)	黒崎集会所
14	令和5年1月20日	桑島(撫養町川西地区)	桑島地区コミュニティセンター

### **(3) 地区自治振興会との意見交換会の意見概要**

地区自治振興会との意見交換会における主な意見の概要を以下に示します。

#### **■ 土地利用（農業・施設・空き家等）**

- ・ 農業の後継者不足について
- ・ 鳴門市文化会館の耐震化等について
- ・ 空き家の増加への対応と活用方策について
- ・ 鳴門市で買い物をする場所の少なさと商業地域周辺の人口増加に向けた取組について
- ・ 高齢者や障がい者福祉施設が多いことを踏まえた、福祉のまちづくりについて
- ・ ドイツ館に人が集まる仕組みづくりについて

#### **■ まちづくり**

- ・ 堀江地区の JR 鳴門線南側（市街化調整区域）におけるまちづくりの在り方（住宅の立地等）について
- ・ 鳴門東地区（市街化調整区域）における宅地の建て替えが難しい点を踏まえ、地域に応じた都市計画の推進について
- ・ 体育館を中心に人が集まるまちづくりについて
- ・ 立地適正化計画の届出制度について

#### **■ 公共交通**

- ・ 公共交通が不便な現状について
- ・ 公共交通における乗り継ぎの利便性向上について
- ・ 渡船の維持と観光面での利活用について
- ・ 公共交通における便数の増加やきめ細かい運行について
- ・ バス路線の適切なルート、バス停の配置について

#### **■ 道路**

- ・ 鳴門スカイラインの道路整備について
- ・ 黒山中山線の整備と小鳴門橋の通行規制について
- ・ 狭あい道路について

#### **■ 自然環境・景観・公園（観光も含む）**

- ・ 島田島の景色を活かした観光について
- ・ 海岸部の景観を活かしたにぎわいづくりについて
- ・ サイクリングロードを活用した観光客の誘致について
- ・ 彫刻公園における観光資源としての活用について
- ・ 海岸線の維持管理（台風発生時のごみ等）について
- ・ 山間部の活用について

#### **■ 防災**

- ・ 畑等の液状化対策について
- ・ 中央構造線による地震災害について
- ・ 高潮対策の重要性について
- ・ 水門の整備による浸水対策について
- ・ 農地の保全と防災対策について
- ・ 避難ビルについて
- ・ 妙見山等への避難について

## 4. 用語集

あ行	
あいしーていー ICT	情報処理や通信に関する技術等の総称。地域社会においても、少子高齢化、医師不足、協働教育の実現、地域経済の活性化等、様々な課題に活用することが期待されている。
あきやばんく 空き家バンク	空き家物件の売却や賃貸を希望する所有者から情報提供を受け、市が専用ウェブサイトに登録し、市内への移住を希望する方へ情報を提供するもの。
うおーかぶる ウォーカブル	「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、文字通り「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった語感をもつ。国土交通省では、コンパクトシティをより進化させた取組のひとつとして「居心地が良く、歩きたくなる」まちなか～ウォーカブルなまちなかの形成～を推進している。
えーあい(じんこうちのう) AI(人工知能)	コンピュータがデータを分析し、推論(知識を基に、新しい結論を得ること)や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習(情報から将来使えそうな知識を見つけること)などを行う、人間の知的能力を模倣する技術。
えきじょうか 液状化	地震の振動により地盤が液状の性質を示し、地表の構造物の沈み込みが発生する現象。
えぬぴーおー NPO	Nonprofit Organization(非営利組織)の略で、福祉・まちづくり・環境保全・国際交流・災害救援などの様々な社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間組織の総称。
えりあまねじめんと エリアマネジメント	一定のエリアを対象として、開発・整備だけでなくその後の維持管理・運営まで考えながら、住民・事業主・地権者等が幅広くかつ主体的に取り組むことにより、地域の環境や価値等を向上させる手法。
おーぷんすぺーす オープンスペース	都市部で建築物が建てられていない広がりのある空間。広場のほか、緑地、市街地内の農地、河川などが含まれる。

か行	
がいらいしゅ 外来種	外来種とは、もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指し、特に地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを侵略的外来種という。
がつべいしよりじょうかそう 合併処理浄化槽	家庭から出る雑排水とし尿を、併せて処理する浄化槽。公共下水道の整備がない地域で活用される。
きょうあいどうろ 狭あい道路	車の侵入が困難な、交通に支障のある狭い道路。建築基準法で規定する道路(幅員 4m 以上)に満たない道路を指すことが多い。
きょうどう 協働	市民、事業者、NPO 等の各種団体、行政などが各々の目的の実現にあたり、共通する取組や事業について、対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

か行	
きんきゅうゆうそうどうろ 緊急輸送道路	地震発生時の救急活動や緊急輸送を実施するために必要として指定された道路。高速道路・国道等の幹線道路や、これらと防災拠点を結ぶ道路があり、ネットワークとして機能する。
くいきくぶん 区域区分	無秩序な市街化を防ぐとともに、計画的なまちづくりを進めるため、「都市計画法」に基づき、都市計画区域を、市街化をすすめる区域(市街化区域)と抑制する区域(市街化調整区域)に区分する制度。
けんちくきょうてい 建築協定	建築基準法に基づき、土地所有者等の全員の合意により、土地や建物のルールを締結する協定。住宅地としての環境、または商店街としての利便性を維持・増進すること等を目的とする。
こうきょうげすいどう 公共下水道	市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
こうきょうこうえきしせつ 公共公益施設	公共施設と公益施設を指す。「公共施設」とは、道路、広場、公園、緑地、水路等に限定して、公共の用に供する施設として定義される。「公益施設」とは、小学校、中学校、官公庁、公民館等のことで、公共施設と区別される。
こうずいしんすいそうていくいき 洪水浸水想定区域	降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。
こうつうけっせつてん 交通結節点	鉄道やバスなど複数の交通機関が集まり、乗換え・乗り継ぎが行われるような交通導線が集中的に結節する場所。鉄道駅、バスターミナルなどが挙げられる。
こうどけいざいせいちようき 高度経済成長期	1960年代の日本経済は、明治維新以来の日本の経験に例がなく、諸外国にも類をみないほど急速な経済成長を遂げた。それを高度経済成長ないし単に高度成長と呼ぶ。この時期ないしこの時期を中心とした十数年間を高度経済成長期という。
こうりゅうじんこう 交流人口	地域を訪れる(交流する)人数のこと。地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャー、アミューズメントなどがある。
こくせいちょうさ 国勢調査	日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とする統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため5年ごとに行われる。
こみゆにてい コミュニティ	人間がそれに対して何らかの帰属意識をもち、かつその構成メンバーの間に一定の連帯ないし相互扶助(支え合い)の意識が働いているような集団。「共同体」、「地域社会」、「近隣社会」。
こみゆにていどうろ コミュニティ道路	生活道路の車道部分に、クランク、ハンプ、狭さを設けるなどして物理的に車両の走行速度抑制を図った、自動車の通行を主たる目的とせず、歩行者の安全性や快適性を考慮している道路。住宅地区内の歩行者と自動車の共存を目的とし、一方通行や大型車通行止めなどの交通規制を組み合わせる。
こみゆにていばす コミュニティバス	住民の移動手段を確保するため、自治体等が事業主体となって運行するバス。民間のバスを補完する目的で運行することが多い。

か行	
こんぱくとしてい コンパクトシティ	都市の中心部に様々な都市機能を集約し、都市を密な構造とする政策・考え方。「集約型都市構造」ともいう。高齢化や人口減少が進む中で、持続可能な都市を目指す試み。
こんぱくと・ぷらす・ねっとわーく コンパクト・プラス・ネットワーク	都市の中心部に様々な都市機能を集約し、都市を密な構造とした上で、公共交通で地域の拠点や居住地を繋ぐ政策・考え方。高齢化や人口減少が進む中で、効率的で持続可能な都市を目指す試み。

さ行	
さいくるつーりずむ サイクルツーリズム	サイクリングや自転車を活用した観光交流振興のこと。
さいせいかのうえねるぎー 再生可能エネルギー	限りがあるエネルギー資源である石油・石炭などの化石燃料に対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。
さてらいとおふいす サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。
しぜんてきとちりよう 自然的土地利用	都市的土地利用以外の土地利用で、農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川等を加えたもの。
じぜんふっこうのとりにくみ 事前復興の取組	平時のうちから災害が発生した際のことを想定し、自治体や住民が復旧・復興に必要な手引きや体制をあらかじめ準備しておくこと。
していかんりしゃ 指定管理者	自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度のこと。
じゅうたくすとつく 住宅ストック	既存の住宅のこと。
じゅうてんみつしゅうしがいち 重点密集市街地	密集市街地のうち、延焼危険性が特に高く地震時等において大規模な火災の可能性があり、そのままでは今後 10 年以内に最低限の安全性を確保すること(燃焼率で 40%以上)が見込めないことから重点的な改善が必要な密集市街地のこと。
しゅうちほうどう 主要地方道	道路法第 56 条に規定する主要な都道府県道や市道のこと。
しょうしこうれいか 少子高齢化	出生率の低下による子ども数の低下現象を少子化、人口に対する高齢者数の割合が増加する現象を高齢化という。出生率の低下が高齢化の一因であるということから、少子高齢化という使い方をする。
しんがたころなういるすかんせん しょう 新型コロナウイルス感染症	令和元年 11 月頃より世界中で流行している新型コロナウイルス(COVID-19)による感染症。令和 2 年 1 月に我が国で最初の感染者が確認されて以降、パンデミック(世界的大流行)を引き起こしている。感染拡大を受けて、我が国を始めとする世界中で 3 密(密閉・密集・密接)の回避を基本とした生活様式が浸透し、地域社会を大きく変えている。

さ行	
しんすいくわかん 親水空間	河川、湖沼などへの接近性(近づき易さ)を高め、水に触れる、眺める、接するなどの人々が水辺の景観や自然などに親しめる機能をもった空間。
すいげんかんよう 水源かん養	降水を地表や地中に貯留し、河川に流れ出る水量を調節する自然の機能。
すぶろーる スプロール	無秩序、無計画に住宅地化が郊外に広がり、虫食い状態の農地を内包した市街地が形成されること。
せいかつけん 生活圏	買い物や通勤・通学、レクリエーション、医療など、日常生活で行動する場所や範囲。
せいかつどうろ 生活道路	その地域に生活する人々が、通勤や通学など日常生活でよく利用する道路。
せつとばっく セットバック	土地に接する道路が2項道路(建築基準法第 42 条第2項の規定により道路であるものとみなされた幅4m未満の道のこと)の場合に、道路の中心から2m後退して建物を建築すること。
そうごうけいかく 総合計画	市と市民が目指すべき市の将来像を共有し、その実現に向かって計画的に行政運営を行っていくための基本的な考え方や目標を示した市の最上位計画。

た行	
だつたんそしゃかい 脱炭素社会	脱炭素社会とは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のこと。
ためんてききのう 多面的機能	農業生産活動を通じて発揮される、土地の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の保全・育成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。
ちいきこみゆにてい 地域コミュニティ	人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、その人々の集団、地域社会、共同体のこと。
ちいきちく 地域地区	都市における適正かつ合理的な土地利用の実現を図るための規制・誘導を担う地区。用途地域、高度地区、風致地区などがあり、土地利用の目的にあわせて定められる。
ちくけいかく 地区計画	一定のまとまりを持った「地区」を単位として、地域住民と行政が連携し、地区の目指すべき将来像を定め、その実現に向けてまちづくりを進めていく手法。
つなみしんすいそうていくいき 津波浸水想定区域	最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域・水深のことであり、地域の実情をよく把握している都道府県知事が設定する。
ていみりようち 低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。

た行	
でじたるでんえんとしこっかこう そう デジタル田園都市国家構想	デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題の解決、魅力向上のブレイクスルーを実現し、地方活性化を加速する構想。 国は、基本方針を通じて、構想が目指すべき中長期的な方向性を提示し、地方の取組を支援し、地方は、自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
でまんどがたこうつう デマンド型交通	定時・定路線のバス運行に対して、事前に予約を行うことにより、指定された場所へ送迎する交通サービス。公共交通がない地域で運行されることが多い。
としきのう 都市機能	人々が都市活動を営む上で必要となる、商業施設、医療施設、金融施設、高齢者福祉施設、児童福祉施設、教育施設、行政施設、公共交通などの機能。
としけいかくいき 都市計画区域	都市計画制度上の都市の範囲。都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動きから都市の発展を見通し、一体の都市として捉える必要がある区域。
としけいかくいきますたーぷらん 都市計画区域マスタープラン	都道府県が、都市計画区域ごとに都市計画の目標、土地利用、市街地開発、都市施設、自然的環境等に関して、広域的・根幹的な視点から、都市計画の基本的な方針を定めたもの。
としけいかくこうえん 都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法に基づいて計画された公園。街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園に種別される。
としけいかくどうろ 都市計画道路	都市計画法に基づき決定される道路で、都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設。
としけいかくほう 都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備、農林漁業との健全な調和を図るため、都市計画の内容と決定手続き、都市計画制限、都市計画事業等に関する事項を定めた法律。
とししせつ 都市施設	円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するために必要な施設のことで、主なものに、道路、公園、下水道などがある。
としてきとちりよう 都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用。
としのすほんじか 都市のスポンジ化	都市の内部において、空き家、空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態を言うこと。

た行	
どしゃさいがいけいかいいき 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害の恐れのある区域として、都道府県知事が指定する区域。 土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められた土地の区域であり、市町村による警戒避難体制の整備が義務付けられる。
どしゃさいがいとくべつけいかい いき 土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。
とちかくせいりじぎょう 土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について道路・公園等の公共施設の整備及び宅地の利用増進を図るために行う、土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業。市街地開発事業の1つに位置づけられる。

な行	
なんかいとらふじしん 南海トラフ地震	南海トラフ沿いを震源として発生すると予測されている海溝型地震で、西日本を中心に甚大な被害を及ぼすと予測されている。その最大規模の地震を「南海トラフ巨大地震」という。
にもうさく 二毛作	夏にイネ、冬はムギなど、年内の異なる時期に同じ場所で2つの作物を連続的に栽培すること。
にんていこどもえん 認定こども園	就学前の子どもを対象とした保育・教育施設のうち、一定の基準を満たすとして認定を受けたもので、保育所と幼稚園の機能や特長が一体化した施設。地域の子育て支援の役割も持つ。
のうようち 農用地	耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地のこと。

は行	
はざーどまつぱ ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難経路、避難場所等の防災関係施設の位置等を表示した地図。
ぱりあふりー バリアフリー	高齢者や障がい者が社会生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等の全ての障壁を除去しようという考え方。
ぴーえふあい PFI	公共事業を実施するための手法の1つ。民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う。
びーしーぴー BCP	企業や団体、自治体などが、自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
ぴーでいーしーえーさいくる PDCA サイクル	Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。

は行	
びっぐでーた ビッグデータ	さまざまな種類や形式のデータを含む巨大なデータ群。ビッグデータを活用することで、膨大な過去の実績データから傾向を分析し、高精度な予測を行うことが可能となる。
ひなんばしよ 避難場所	公園・緑地、住宅団地、学校等のオープンスペースといった、切迫した災害の危険から逃れるための施設や場所のこと。一定期間滞在し避難者の生活環境を確保するための施設(避難所)とは意味が異なる。
ひなんろ 避難路	災害発生時、避難地などの安全な場所に住民が速やかに避難できるよう配置された道路、緑地又は緑道。
ぼうかちいき 防火地域	都市計画法が定める「地域地区」の1つ。建物の密集度が高い地域や幹線道路沿いなどで火災被害を広げないための厳しい建築制限がある。
ぼうさい/げんさい 防災/減災	災害時に被害を出さないことを目指す総合的な取り組みを「防災」と呼ぶ。これに対し、被害の発生を想定した上で事前の計画的な対応を行うことによって、災害発生時の被害を最小限に軽減しようとする取り組みを「減災」と呼ぶ。
ぽけっとぱーく ポケットパーク	道路わきや街区内の空き地などのわずかな土地を利用して設けられた小さな公園。

ま行	
まーす MaaS	サービスとしての移動(Mobility as a service)の略称。ICT(情報通信技術)を活用してマイカー以外の移動をサービスの予約・購入から決済までシームレスに繋ぐ概念。
ますだけんちく 増田建築	モダニズム建築家で京都大学教授の増田友也が、1960年代から1980年代に鳴門市で設計を手がけた、19の公共建築のこと。
もびりてい モビリティ	自動車を中心として、移動・輸送手段全般を意味する。

や行	
ゆうりょうのうち 優良農地	集団的に存在する農地や農業水利施設の整備等を行ったことによって、生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えている農地のこと。
ゆにばーさるでざいん ユニバーサルデザイン	年齢、障害、国籍などに関わらず、すべての人々が使用できるような商品、建物、環境のデザインのこと。障害、高齢といった特別視をやめ、デザイン上の区別をなくしていこうとするもの。
ようとちいき 用途地域	計画的な土地利用を進め種々な建築物が混在するのを防ぐため、建築物の用途によって地域を区分し、建築物の用途を制限するもの。主に住居系、商業系、工業系に分かれ13種類の用途地域を設定することができる。
ようはいりょしゃ 要配慮者	災害対策基本法の規定により「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている(災害対策基本法第8条第2項第15号)。「その他の特に配慮を要する者」とは、妊産婦、傷病者、難病患者等が想定される。日本語を十分理解できない外国人も情報受伝達に配慮が必要な場合が多い。

ら行	
らいふさいくること ライフサイクルコスト	製品の設計・開発から製造、販売、保守、修繕、最後の廃棄にいたるまでに発生する全費用のこと。あらゆる製品にはライフサイクルコストがあるが、とくに道路、橋梁、トンネル、ダムなど、国や自治体が管理する大規模インフラのコストをさすことが多い。
りすく リスク	ある行動や事象に関する危険性。
りちてきせいかけいかく 立地適正化計画	都市全体の構造を見渡しなが、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導・集約したコンパクトな都市と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進するために市町村が策定する計画。
ろくじさんぎょうか 六次産業化	農業や水産業(第一次産業)がその農水産物を使って食品等に加工し(第二次産業)、流通販売(第三次産業)にも業務展開している経営形態を表す。一次+二次+三次=六次から、六次産業化と呼ぶ。







鳴門市

鳴門市 都市建設部 まちづくり課

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

TEL (088) 684-1171